

## 自主防災

### ( 1 ) 町防災防犯協会規約 ( ひな型 )

#### ( 目的 )

第 1 条 この会は、防災防犯思想の普及及び地域住民の連帯意識と防災知識をたかめ、火災又は地震等に因る災害の防止など、防災防犯活動を通じて明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

#### ( 名称 )

第 2 条 この会は 町防災防犯協会という。

#### ( 組織 )

第 3 条 この会は 町に居住する世帯をもって組織する。

2 本会の事務局は協会長宅におく。

#### ( 事業 )

第 4 条 第 1 条の目的を達成するため、次のような事業を行う。

- ( 1 ) 自主的な防火防犯運動及び防災知識の啓発に必要なこと。
- ( 2 ) 防火防犯及び防災対策を樹立すること。
- ( 3 ) 消防団の運営に必要なこと。
- ( 4 ) 少年消防クラブの運営指導に必要なこと。
- ( 5 ) 防火防犯及び自主防災組織のための恒久対策の推進に必要なこと。
- ( 6 ) その他安全な町づくり運動として必要なこと。

#### ( 専門部会 )

第 5 条 この会に次の専門部会を設ける。

( 1 ) 指導部会

( 2 ) 救急部会

2 指導部会は次に掲げる業務を行う。

- ( 1 ) 防災防犯の自警意識を高めるよう努める。
- ( 2 ) 各訓練、講習会等を計画し参加するよう呼びかける。
- ( 3 ) 火災予防、震災対策及び防犯活動の普及に努める。
- ( 4 ) 防災機関 ( 市、消防本部、消防団、警察 ) との打合せ等を行う。
- ( 5 ) 少年消防クラブの育成に協力する。

3 救急部会は次に掲げる業務を行う。

- ( 1 ) 管内状況 ( 道路、家族構成、建築物 ) の把握に努める。
- ( 2 ) 非常持ち出し品及び非常食の準備をするよう呼びかける。
- ( 3 ) 救急薬品等の準備をするよう呼びかける。
- ( 4 ) 災害に応じた避難路、避難場所の選定を行う。

#### ( 役員 )

第 6 条 この会に次の役員をおく。

( 1 ) 会長 1 人

( 2 ) 副会長 1 人

- (3) 幹事 若干人
- (4) 部会長 若干人
- (5) 会計 1人
- (6) 常任相談役 若干人

2 会長は町総代が、副会長は副総代又は消防団幹部とし、幹事及び部会長は組長が兼任、会計は幹事のうちから会長が委嘱する。ただし会長以下役員について、総代が委嘱した場合は、この限りではない。

3 常任相談役は、会長が必要と認める者を委嘱する。

4 この会に顧問参与をおくことができる。

(職務)

第7条 会長はこの会を代表し会務を総括し、会議の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理する。幹事はこの会の運営について必要な協議を行い会務の運営にあたる。

3 部会長は部会の運営にあたる。

4 会計はこの会の庶務会計にあたる。

5 常任相談役は幹事会の構成員となり会長の運営を補佐する。

6 顧問参与はこの会の重要事項について会長の諮問に応ずるものとする。

(役員任期)

第8条 役員は任期を1年とする。

ただし、推せん母体役員に期限を有するものは、その任期満了をもって任期とする。

(会議)

第9条 この会の会議を次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 幹事会

(3) 部会

2 総会は会員全部を、幹事会は幹事及び常任相談役をもって構成し、必要に応じて会長が招集し会議の議長となる。

3 専門部会は専門部毎に部会長が招集して開き、部会長が議長となる。

正副会長はこれに列席して、議事に参与するものとする。

(経理)

第10条 この会の経費は次に掲げるものをもって充てる。

(1) 会費

(2) 助成金、補助金

(3) 篤志寄附金

(4) その他の収入

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

(規約の改廃)

第12条 この規約は、総会によってこれを改廃し、この会の運営について必要な細則は、幹事会の議を経て会長が定める。

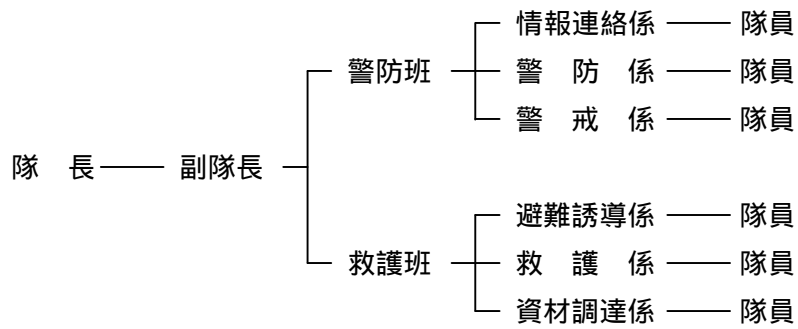
附 則

この規約は、           年       月       日より実施する。



- する業務を遂行する。
- (係長)
- 第9 災害防ぎょ隊の各班の各係に係長を置くことができる。
- 2 係長は、班長が委嘱するものとする。

災 害 防 ぎ ょ 隊 組 織 図



各班、各係は災害の規模及び形態に応じて、相互に協力し合うものとする

